

長岡京市住居確保給付事業実施要綱

(目 的)

第1条 本事業は、離職又は自営業の廃業（以下「離職等」という。）、離職等には至っていないがそれと同程度の状況により経済的に困窮し、住居を喪失した者（以下「住居喪失者」という。）又は住居を喪失するおそれのある者（以下「住居喪失のおそれのある者」という。）に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常用就職 生活困窮者自立支援法施行規則に定める期間の定めがない労働契約又は6か月以上の労働契約による就職をいう。
- (2) 住宅扶助に基づく額 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第7-4-(1)-ア、第7-4-(1)-オ及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第7-56に定める住宅扶助基準に基づく額をいう。
- (3) 家賃額 住居確保給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）又は受給者が賃借する住宅の1月当たりの家賃額をいう。ただし、前号の住宅扶助に基づく額を上限とする。
- (4) 国の雇用施策による給付 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。）第7条に規定する職業訓練受講給付金をいう。
- (5) 不動産媒介業者等 不動産媒介業者、貸主又は貸主から委託を受けた者をいう。

(対象者)

第3条 住居確保給付金の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 離職等により経済的に困窮している住居喪失者又は住居喪失するおそれのある者であること。
- (2) 申請日において離職した日又は事業を廃止した日から起算して2年経過していない者（当該期間に疾病、負傷、育児その他福祉事務所長がやむを得ないと認める事情により、連続して30日以上求職活動ができなかった者については、当該事情により求職活動ができなかった日数を考慮する）であること、又は、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰す

べき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること。

- (3) 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。
- (4) 申請日の属する月における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、市町村民税均等割の非課税となる収入額の $1/12$ （以下「基準額」という。）に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額以下であること。
- (5) 申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額 $\times 6$ （ただし、100万円を超えないものとする。）以下であること。
- (6) 誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。
- (7) 国の雇用施策による給付又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- (8) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (9) 入居（予定を含む。）賃貸住宅等の住所が長岡京市内であること。

（支給額）

第4条 月ごとに家賃額を支給する。ただし、申請日の属する月における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入合計額が、基準額を超える場合については、次に掲げる計算式により算出される金額を支給額とする。

支給額 = 申請者が居住する住宅の実際の家賃額 - (月の世帯の収入額 - 基準額)

- 2 前項ただし書の規定により算出した支給額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げて計算し、支給額が100円未満であるときは、100円を支給額とする。

（支給期間等）

第5条 支給期間は、3か月を限度とする。

- 2 一定の要件を満たす場合であって、引き続き支給することが就職の促進に必要であると認められる場合には、申請により、3か月を限度に支給期間を2回まで延長することができる。

（支給開始月）

第6条 新規に住宅を賃借する者にあつては、入居契約に際して初期費用として支払

いを要する家賃の翌月以降の家賃相当分から支給を開始する。

- 2 現に住宅を賃借している者にあつては、申請日の属する月に支払う家賃相当分から支給を開始する。

(支給方法)

第7条 原則として、長岡京市から、不動産媒介業者等の口座へ振り込むものとする。
ただし、次の各号に掲げる場合であつて、福祉事務所長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 受給者がクレジットカードを使用する方法により不動産媒介業者等に賃料を支払うこととなっている場合。
- (2) 賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債務を保証することを業として行う者が当該受給者に代わって当該債務の弁済をする場合。
- (3) 納付書により納付する方法により、当該受給者が居住する住宅の賃料を支払うこととなっている場合。

(支給申請等)

第8条 申請者は、次に掲げる書類を添えて住居確保給付金支給申請書（様式1－1号。以下「申請書」という。）を福祉事務所長に提出しなければならない。

- (1) 住居確保給付金申請時確認書（様式1－1A号）
 - (2) 本人確認書類 運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等のうちいずれかの写し
 - (3) 離職関係書類 2年以内に離職等したことが確認できる書類の写し又は申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し
 - (4) 収入関係書類 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し
 - (5) 金融資産関係書類 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の申請日の金融機関の通帳等の写し
- 2 福祉事務所長は、前項の規定による申請があつたときは、申請書に受付印を押印し、申請者に写しを交付するとともに、住居喪失者にあつては入居予定住宅に関する状況通知書（様式2－1号。以下「予定住宅通知書」という。）を、住居喪失のおそれのある者にあつては入居住宅に関する状況通知書（様式2－2号。以下「住宅状況通知書」という。）を交付するものとする。

(国の雇用施策等の利用状況の確認)

第9条 申請者は、国の雇用施策等による給付等を利用していないことを確認するために必要な申告等を行わなければならない。

(住居喪失者の住居の確保等)

第10条 住居喪失者である申請者（以下「住居喪失の申請者」という。）の場合は、次の手続により入居可能な住宅を確保するものとする。

- (1) 住居喪失の申請者は、第8条第2項の規定により福祉事務所長が交付した申請書の写しを不動産媒介業者等に提示し、住居確保給付金の支給決定等を条件に入居可能な住宅を速やかに確保しなければならない。
- (2) 住居喪失の申請者は、入居希望の住宅が確定した後に、不動産媒介業者等に予定住宅通知書への必要事項の記入を依頼し、記入後のものを福祉事務所長に提出するものとする。
- (3) 福祉事務所長は、前2条及び前2号の規定により住居喪失の申請者から提出された申請書等を審査し、申請内容が適正であると認めたときは、住居確保給付金対象者証明書（様式3号。以下「対象者証明書」という。）を住居喪失の申請者に交付するとともに、住居確保報告書（様式4号）の用紙を交付するものとする。なお、審査の結果、住居確保給付金の支給が認められないと判断されたときは、住居確保給付金不支給通知書（様式5号）を住居喪失の申請者に交付する。
- (4) 前号の規定により対象者証明書の交付を受けた者（以下「支給対象者」という。）は、不動産媒介業者等に対し、対象者証明書を提示し、賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結するものとする。
- (5) 当該支給対象者は、住宅入居日から7日以内に、賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して、住居確保報告書を福祉事務所長に提出しなければならない。

(住居喪失のおそれのある者の賃貸住宅の貸主等との調整等)

第11条 住居喪失のおそれのある者である申請者（以下「住居喪失のおそれのある申請者」という。）の場合は、次の手続により入居住宅の貸主等との調整を行うものとする。

- (1) 住居喪失のおそれのある申請者は、第8条第2項の規定により福祉事務所長が交付した申請書の写しを不動産媒介業者等に提示し、住宅状況通知書への記入を依頼するものとする。
- (2) 住居喪失のおそれのある申請者は、賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写しを添

付して、前号の規定による記入後の住宅状況通知書を福祉事務所に提出するものとする。

- (3) 福祉事務所長は、第8条及び第9条並びに前2号の規定により住居喪失のおそれのある申請者から提出された申請書等を審査し、申請内容が適正であると認めたときは、支給決定を行うものとする。なお、審査の結果、住居確保給付金の支給が認められないと判断されたときは、住居確保給付金不支給通知書を住居喪失のおそれのある申請者に交付する。

(支給決定等)

第12条 福祉事務所長は、住居確保給付金の支給決定を行った後、当該受給者に住居確保給付金支給決定通知書（様式6－1号）（以下「決定通知書」という。）を交付するとともに、常用就職届（様式7号）、公共職業安定所における職業相談を確認する書類及び受給中の就職活動状況を確認する書類を交付する。

- 2 福祉事務所長は、住居確保給付金の支給決定について、当該不動産媒介業者等、公共職業安定所、総合支援資金等の貸付を受けている者については長岡京市社会福祉協議会等の関係機関等に、決定通知書の写しを送付するものとする。

(就職活動等)

第13条 受給者は、支給期間中、次に掲げる常用就職に向けた就職活動等を行わなければならない。

- (1) 毎月2回以上、公共職業安定所のほか、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体又は同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う職業紹介事業者で職業相談等を受けること。ただし、離職・廃業と同程度まで収入が減少したことにより住居確保給付金を受給するものについて、当該者が給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当事者の自立の促進に資すると福祉事務所長が認めるときは、申請日の属する月から3か月間（第5条第2項の規定により、支給期間を延長する場合であって、引き続き当該取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると福祉事務所長が認めるときは、6か月）に限り、当該取組を行うことをもって、求職活動要件である求職申込みに代えることができる。

- (2) 毎月4回以上、長岡京市福祉事務所で面接等の支援を受けること。

- (3) 原則週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること。

- 2 受給者は、生活困窮者自立相談支援事業において支援の内容等を記載した計画が作成された後は、前項の就職活動等に加え、当該計画に基づく常用就職に向けた就

職活動等を誠実かつ熱心に行わなければならない。

（常用就職及び就労収入の報告）

第14条 支給決定後、常用就職をした場合には、受給者は常用就職届を福祉事務所に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告を行った受給者は、報告を行った月以後、福祉事務所に對し収入額を確認することができる書類を、毎月提出しなければならない。

（支給額の変更）

第15条 原則として、住居確保給付金の支給決定後の支給額の変更は行わない。ただし、次の各号のいずれかに該当する事項が生じたときに限り、受給者から変更申請があった場合は、支給額の変更を行う。

- (1) 住居確保給付金の支給対象賃貸住宅の家賃額が変更されたとき。
- (2) 第4条第1項ただし書の規定により一部支給が行われている場合において、支給期間中に収入が減少した結果、基準額を下回ったとき。
- (3) 借主の責によらず転居せざるを得ないとき又は生活困窮者自立相談支援事業における指導により同一の自治体内での転居が適当であるとされたとき。

2 支給額の変更は、住宅扶助基準に基づく額の範囲内で行うこととする。

3 受給額の変更をしようとする受給者は、住居確保給付金変更支給申請書（様式1－2号）を福祉事務所に提出するものとする。

4 福祉事務所長は、受給者に住居確保給付金変更支給決定通知書（様式6－2号）を交付した上で、支給額を変更する。

（支給の中断）

第16条 受給者が住居確保給付金の受給中に、疾病又は負傷のため、求職活動を行うことが困難である場合には、支給を中断し、受給者本人から求職活動再開の届け出があれば、支給を再開する。ただし、通算支給期間は第5条のとおりとする。

2 前項の手続については次のとおりとする。

- (1) 疾病又は負傷のため、求職活動を行うことが困難である受給者は、福祉事務所長に住居確保給付金支給中断届（様式8－1号）を提出する。
- (2) 福祉事務所長は、当該受給者に住居確保給付金支給中断通知書（様式8－2号）を交付する。
- (3) 求職活動を再開できるようになり、住居確保給付金の支給の再開を希望する受給者は、住居確保給付金支給再開届（様式8－3号）を福祉事務所長に提出する。
- (4) 福祉事務所長は、当該受給者に住居確保給付金支給再開通知書（疾病又は負傷）

(様式 8 - 4 号) を交付する。

(支給の中止)

第 17 条 次の各号のいずれかの要件に該当した場合、福祉事務所長は住居確保給付金の支給を中止する。

- (1) 受給者が、第 13 条に規定する就職活動等を行わない場合又は就労支援に関する自治体の指示に従わない場合もしくは、常用就職（支給決定後のみならず、申請後に常用就職した場合も含む）をしたこと及びその就職による収入の報告を怠った場合には、原則として当該事実を確認した日の属する月の家賃相当分から支給を中止する。
- (2) 受給者が常用就職し又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、就労に伴い得られた収入が収入基準額（基準額に家賃額を加算した額）を超えた場合は、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止する。ただし、収入に変動がある場合で 1 か月の収入では判断をしかねる場合は、受給者の自立のために 2 か月目の収入を確認してから判断することができる。
- (3) 支給決定後、受給者が住宅から退去した場合（第 15 条第 1 項第 3 号の場合を除く。）は、原則として退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止する。
- (4) 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった者については、直ちに支給を中止する。
- (5) 支給決定後、受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合は、直ちに支給を中止する。
- (6) 支給決定後、受給者又は受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合は、直ちに支給を中止する。
- (7) 受給者が生活保護費を受給した場合は、生活保護担当部局と調整の上、支給を中止する。
- (8) 支給決定後、疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から 2 年を経過した場合は、支給を中止する。
- (9) 疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断している期間中において、受給者が毎月 1 回の面談等による報告を怠った場合は、支給を中止する。
- (10) 前各号のほか、受給者の死亡等支給することができない事情が生じたときは、支給を中止する。

2 福祉事務所長は、前各号のいずれかの規定により支給を中止した場合には、当該受給者に対して住居確保給付金支給中止通知書（様式 9 号）を交付する。

(再支給)

第18条 次の各号に掲げる場合、第4条に規定する支給額及び第5条に規定する支給期間等により、再支給することができるものとする。ただし、第1号、第3号及び第4号の場合においては、支給終了後1年の間は同給付金の支給を行わない。

- (1) 受給者が住居確保給付金（住宅手当緊急特別措置事業による住宅手当又は住宅支援給付事業による住宅支援給付を含む。）を受給して常用就職した後に、新たに解雇（受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）された場合、第3条の規定に該当する者については、第4条の規定する支給額及び第5条に規定する支給期間等により、再支給することができるものとする。
- (2) 第16条に該当する場合（疾病又は負傷により第13条に定める求職活動要件に該当しなくなった後、2年以内に第13条の要件に該当するに至り、引き続き生活困窮者住居確保給付金を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められる場合）
- (3) 受給者が住居確保給付金（住宅手当緊急特別措置事業による住宅手当又は住宅支援給付事業による住宅支援給付を含む。）の支給終了後、事業を行う個人が当該事業を廃止した場合（当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く。）
- (4) 個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらず離職・廃業と同程度まで収入が減少した場合

（支給期間の延長等）

第19条 支給期間中に受給者が常用就職できなかった場合であって、第13条に規定する就職活動等を誠実かつ熱心に継続しており、かつ、延長又は再延長の申請時において第3条の規定に該当する者は、支給期間を延長及び再延長することができる。ただし、その支給額は延長又は再延長の申請時の収入に基づいて第4条第1項によって算出される金額とする。

- 2 受給者が支給期間の延長又は再延長を希望する場合は、支給期間の最終の月の末日（第16条第1項の規定により支給が中止される場合を除く。）までに住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）（様式1－3号）を福祉事務所に提出しなければならない。
- 3 福祉事務所長は、前項の規定による申請があったときは、申請書等を審査し、第1項の規定を満たすと判断した場合は、支給期間の延長又は再延長の決定を行った後、当該受給者に住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）（様式6－3号）を交付するものとする。

（不適正受給者への対応）

第20条 住居確保給付金の受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合、福祉事務所長は、既に支給された給付の全額又は一部について受給者又は受給者であった者から徴収することができる。

(調査)

第21条 福祉事務所長は、必要があると認めたときは、申請者の資産及び収入の状況について、官公署又は銀行等若しくは申請者の雇用主であった者に対し、資料の提供又は報告を求めることができる。

(関係機関との連携等)

第22条 本事業を円滑に実施するために、福祉事務所長は、支給対象者及び受給者等の状況等について情報共有するなど、公共職業安定所、社会福祉協議会等関係機関との連携を緊密に行うものとする。

2 福祉事務所長は、暴力団関係者の排除のため、警察等との連携を十分図るとともに、申請者の暴力団員該当性等について情報提供の依頼を行う。

(暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除)

第23条 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、福祉事務所長は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する予定住宅通知書又は住宅状況通知書を受理しない旨を書面により通知し、以後、当該書類を受理しないものとする。

2 前項に規定する暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を総括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- (2) 個人で営業所又は事務所の業務を総括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- (3) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- (5) 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- (6) 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業

者等

(7) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している不動産媒介業者等

(8) 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等

(9) 暴力団員等である個人又は役員等が暴力団員等である法人をその事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

3 住居確保給付金の振込先である不動産媒介業者等が、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、福祉事務所長は、当該不動産媒介業者等が関わる給付の振込みを中止するものとする。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月3日から施行し、改正後の長岡京市住居確保給付事業実施要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、令和2年7月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の要綱の規定は、令和2年6月の月分の住居確保給付金の支給を受けた者の当該月分が含まれる支給期間中の住居確保給付金についても適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和３年１月１日から施行し、改正後の長岡京市住居確保給付事業実施要綱の規定は、令和３年１月１日以後に行った申請から適用する。

(経過措置)

- 2 令和２年１２月３１日以前に行った申請については、なお従前の例による。

(特例措置)

- 3 令和２年度申請者に限り、申請により支給期間を３回まで延長することができる。その手続きは第２０条第１項から第３項の例による。ただし、第３条第５号については、「申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×３（ただし、５０万円を超えないものとする。）以下であること。」と読み替える。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和３年２月１日から施行する。

(特例措置)

- 2 令和３年２月１日から令和３年３月３１日までの申請に限り、第１９条の規定にかかわらず、住居確保給付金（住宅手当緊急特別措置事業による住宅手当又は住宅支援給付事業による住宅支援給付を含む。）の受給が終了した者（第１９条の規定に該当する者を除く）が第３条の規定に該当する場合は、第４条に規定する支給額を３か月を限度に再支給することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

(特例措置)

- 2 令和３年４月１日から同年６月３０日までの申請に限り、第１９条の規定にかかわらず、住居確保給付金（住宅手当緊急特別措置事業による住宅手当又は住宅支援給付事業による住宅支援給付を含む。）の受給が終了した者（第１９条の規定に該当する者を除く。）が第３条の規定に該当する場合は、第４条に規定する支給額を３か月を限度に再支給することができる。
- 3 令和３年２月１日から同年６月３０日までに行う特例措置による再支給の申請は、１回に限る。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和３年６月１１日から施行する。

(特例措置)

- 2 令和３年４月１日から同年９月３０日までの申請に限り、第１９条の規定にかかわらず、住居確保給付金（住宅手当緊急特別措置事業による住宅手当又は住宅支援給付事業による住宅支援給付を含む。）の受給が終了した者（第１９条の規定に該当する者を除く。）が第３条の規定に該当する場合は、第４条に規定する支給額を３か月を限度に再支給することができる。
- 3 令和３年２月１日から同年９月３０日までに行う特例措置による再支給の申請は、１回に限る。

(職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給)

- 4 令和３年６月１１日から同年９月３０日までの間に住居確保給付金を申請した者に限り、第１６条の規定にかかわらず、職業訓練受講給付金との併給を可能とする。

また、令和３年６月１０日以前に住居確保給付金の申請をした者についても、職業訓練受講給付金との併給を可能とする。ただし、令和３年５月以前の支給を除く。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和３年９月３０日から施行する。

(特例措置)

- 2 令和３年４月１日から同年１１月３０日までの申請に限り、第１９条の規定にかかわらず、住居確保給付金（住宅手当緊急特別措置事業による住宅手当又は住宅支援給付事業による住宅支援給付を含む。）の受給が終了した者（第１９条の規定に該当する者を除く。）が第３条の規定に該当する場合は、第４条に規定する支給額を３か月を限度に再支給することができる。
- 3 令和３年２月１日から同年１１月３０日までに行う特例措置による再支給の申請は、１回に限る。

(職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給)

- 4 令和３年６月１１日から同年１１月３０日までの間に住居確保給付金を申請した者に限り、第１６条の規定にかかわらず、職業訓練受講給付金との併給を可能とする。

また、令和３年６月１０日以前に住居確保給付金の申請をした者についても、職業訓練受講給付金との併給を可能とする。ただし、令和３年５月以前の支給を除く。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和３年１２月１日から施行する。

（特例措置）

- 2 令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの申請に限り、第１９条の規定にかかわらず、住居確保給付金（住宅手当緊急特別措置事業による住宅手当又は住宅支援給付事業による住宅支援給付を含む。）の受給が終了した者（第１９条の規定に該当する者を除く。）が第３条の規定に該当する場合は、第４条に規定する支給額を３か月を限度に再支給することができる。
- 3 令和３年２月１日から令和４年３月３１日までに行う特例措置による再支給の申請は、１回に限る。

（職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給）

- 4 令和３年６月１１日から令和４年３月３１日までの間に住居確保給付金を申請した者に限り、第１６条の規定にかかわらず、職業訓練受講給付金との併給を可能とする。

また、令和３年６月１０日以前に住居確保給付金の申請をした者についても、職業訓練受講給付金との併給を可能とする。ただし、令和３年５月以前の支給を除く。

（地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の利用について）

- 5 第１３条に定める就職活動等について、新型コロナウイルス感染症対応の特例として、令和３年１２月１日から当面の間、公共職業安定所に加え、厚生労働大臣に対する通知により無料職業紹介事業を行う特定地方公共団体又は地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う職業紹介事業者での求職活動も可能とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

（特例措置）

- 2 令和３年４月１日から令和４年６月３０日までの申請に限り、第１９条の規定にかかわらず、住居確保給付金（住宅手当緊急特別措置事業による住宅手当又は住宅支援給付事業による住宅支援給付を含む。）の受給が終了した者（第１９条の

規定に該当する者を除く。)が第3条の規定に該当する場合は、第4条に規定する支給額を3か月を限度に再支給することができる。

- 3 令和3年2月1日から令和4年6月30日までに行う特例措置による再支給の申請は、1回に限る。

(職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給)

- 4 令和3年6月11日から令和4年6月30日までの間に住居確保給付金を申請した者に限り、第16条の規定にかかわらず、職業訓練受講給付金との併給を可能とする。

また、令和3年6月10日以前に住居確保給付金の申請をした者についても、職業訓練受講給付金との併給を可能とする。ただし、令和3年5月以前の支給を除く。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年6月30日から施行する。

(特例措置)

- 2 令和3年4月1日から令和4年8月31日までの申請に限り、第19条の規定にかかわらず、住居確保給付金(住宅手当緊急特別措置事業による住宅手当又は住宅支援給付事業による住宅支援給付を含む。)の受給が終了した者(第19条の規定に該当する者を除く。)が第3条の規定に該当する場合は、第4条に規定する支給額を3か月を限度に再支給することができる。

- 3 令和3年2月1日から令和4年8月31日までに行う特例措置による再支給の申請は、1回に限る。

(職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給)

- 4 令和3年6月11日から令和4年8月31日までの間に住居確保給付金を申請した者に限り、第16条の規定にかかわらず、職業訓練受講給付金との併給を可能とする。

また、令和3年6月10日以前に住居確保給付金の申請をした者についても、職業訓練受講給付金との併給を可能とする。ただし、令和3年5月以前の支給を除く。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年8月31日から施行する。

(特例措置)

2 令和3年4月1日から令和4年9月30日までの申請に限り、第19条の規定にかかわらず、住居確保給付金（住宅手当緊急特別措置事業による住宅手当又は住宅支援給付事業による住宅支援給付を含む。）の受給が終了した者（第19条の規定に該当する者を除く。）が第3条の規定に該当する場合は、第4条に規定する支給額を3か月を限度に再支給することができる。

3 令和3年2月1日から令和4年9月30日までに行う特例措置による再支給の申請は、1回に限る。

（職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給）

4 令和3年6月11日から令和4年9月30日までの間に住居確保給付金を申請した者に限り、第16条の規定にかかわらず、職業訓練受講給付金との併給を可能とする。

また、令和3年6月10日以前に住居確保給付金の申請をした者についても、職業訓練受講給付金との併給を可能とする。ただし、令和3年5月以前の支給を除く。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年9月30日から施行する。

（特例措置）

2 令和3年4月1日から令和4年12月31日までの申請に限り、第19条の規定にかかわらず、住居確保給付金（住宅手当緊急特別措置事業による住宅手当又は住宅支援給付事業による住宅支援給付を含む。）の受給が終了した者（第19条の規定に該当する者を除く。）が第3条の規定に該当する場合は、第4条に規定する支給額を3か月を限度に再支給することができる。

3 令和3年2月1日から令和4年12月31日までに行う特例措置による再支給の申請は、1回に限る。

（職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給）

4 令和3年6月11日から令和4年12月31日までの間に住居確保給付金を申請した者に限り、第16条の規定にかかわらず、職業訓練受講給付金との併給を可能とする。

また、令和3年6月10日以前に住居確保給付金の申請をした者についても、職業訓練受講給付金との併給を可能とする。ただし、令和3年5月以前の支給を除く。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和４年１２月２１日から施行する。

（特例措置）

2 令和３年４月１日から令和５年３月３１日までの申請に限り、第１９条の規定にかかわらず、住居確保給付金（住宅手当緊急特別措置事業による住宅手当又は住宅支援給付事業による住宅支援給付を含む。）の受給が終了した者（第１９条の規定に該当する者を除く。）が第３条の規定に該当する場合は、第４条に規定する支給額を３か月を限度に再支給することができる。

3 令和３年２月１日から令和５年３月３１日までに行う特例措置による再支給の申請は、１回に限る。

（職業訓練受講給付金と住居確保給付金との併給）

4 令和３年６月１１日から令和５年３月３１日までの間に住居確保給付金を申請した者に限り、第１６条の規定にかかわらず、職業訓練受講給付金との併給を可能とする。

また、令和３年６月１０日以前に住居確保給付金の申請をした者についても、職業訓練受講給付金との併給を可能とする。ただし、令和３年５月以前の支給を除く。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

2 第１８条第１号に該当する場合であって、最後に給付金の支給を申請した日が令和６年３月３１日以前で、かつ、当該支給が終了した月の翌月から起算して１年を経過するまでの間は、同条ただし書の規定にかかわらず、再支給を行うものとする。